

令和6年度秋田内陸線応援社員アワード実施要綱

第1 目的

この要綱は、秋田内陸線応援社員アワードに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「応援社員アワード」とは、秋田内陸縦貫鉄道株式会社（以下「会社」という）で募集・登録をしている「内陸線応援社員（以下「応援社員」という）」のうち、次条に定める対象期間に秋田内陸線に貢献した応援社員の中で活動が顕著な者（以下「優秀サポーター」という）を認定・表彰するものである。

第3 対象期間

令和6年11月20日から令和7年2月11日までとする。

第4 認定の主体

会社及び秋田内陸地域公共交通連携協議会（以下「連携協議会」という）が行う。

第5 認定基準

- 1 優秀サポーターの認定は、第3条に掲げる対象期間における応援社員の活動に対するポイントの付与により行い、対象となる活動及び付与するポイント等は別表のとおりとする。
- 2 最も多くのポイントを獲得した者を最優秀サポーター、次点の者を優秀サポーター、次に多くのポイントを獲得した者を優良サポーターに認定する。
- 3 獲得したポイントが同一であること等により、認定し難い場合は、会社及び連携協議会の協議により決定する。

第6 特典

- 1 対象期間内に新たに応援社員となった者に商品券を贈呈する。
また、応援社員の紹介によるものであった場合は、紹介者に商品券を贈呈する。
- 2 商品券を使用できる店舗は次のとおりとする。
阿仁合駅・鷹巣駅・角館駅のお土産物売店、こぐま亭
- 3 特典で配布する商品券の有効期限は令和7年3月15日までとする。
- 4 特典は予算がなくなり次第終了とする。

第7 事務局

優秀サポーターの認定に係る庶務は、連携協議会において処理する。

第 8 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

別表（要綱第5関係）

活動内容及び付与ポイント	条件等
「内陸線応援社員」への加入 【100ポイント】	ポイントの付与は1度きりとする。
新たな「内陸線応援社員」の紹介 【50ポイント/紹介】	紹介した内陸線応援社員の情報（級、シリアルナンバー、フルネーム）が申し込み時に記載されること。 「オンラインショップ笑 EMI ショップ」の場合は、お届け情報入力画面の「備考欄」に情報が記載されること。 駅で直接申し込む場合は、申込書に記載されること。
SNS アカウントにおける秋田内陸線の魅力・イベント情報等の発信 【1ポイント/投稿】	公開アカウントであること。 対象となる SNS はX、Instagram、Facebook とし、「#内陸線応援社員」を付けた投稿であること。 投稿内容が内陸線と無関係である場合はポイント対象外とする。
秋田内陸線の乗車 【30ポイント/乗車】	乗車又は降車時に、運転士・駅員に「サポーターカード」を提示し、押印を受けること。 「定期外」利用時のみポイントを付与する。 「サポーターカード」を紛失した場合、獲得したポイントは無効とする。
里山レストラン&カフェこぐま亭の利用 阿仁合駅、鷹巣駅・角館駅のお土産物売店の利用 【500円以上のお買い上げで10ポイント】	食券・商品購入後、スタッフに「サポーターカード」を提示し、押印を受けること。 「サポーターカード」を紛失した場合、獲得したポイントは無効とする。
会社又は連携協議会主催イベントへの協力・参加 【50ポイント/協力・参加】	原則として会社又は連携協議会が主催するイベントを対象とするが、公的機関、自治会、地域住民等が主催し、秋田内陸線の乗車促進、地域活性化に資するイベントも対象とする。 ただし、いずれについても会社又は連携協議会がポイントを付与すると定めたイベントに限る。
オンラインショップ笑 EMI ショップの利用 【500円以上のお買い上げで10ポイント】	『「内陸線応援社員」への加入』でポイントが付与される場合は重複して集計する。